

令和 7 年神審第 7 号

裁 決
漁船 A 乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A 船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和 6 年 8 月 1 0 日 1 2 時 5 5 分

和歌山県串本港北部

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船 A

総 ト ン 数 7. 9 トン

登 録 長 1 2. 9 0 メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 4 2 3 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央よりやや後方に操舵室を配し、同室中央に舵輪、その左舷側に上から魚群探知機、ソナー、左舷側壁に機関遠隔操縦装置、右舷側にレーダー、右舷側壁にGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製漁船で、a受審人ほか3人が乗り組み、一本釣り漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和6年8月10日06時00分串本港の係留地を発し、和歌山県梶取埼南東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、08時00分前示の漁場に到着して操業を行ったのち、11時40分同漁場を発進して帰途に就いた。

ところで、串本港北部には、南北約800メートルにわたって拡張する橋杭岩があり、その周辺には危険界線で囲まれた浅所（以下「橋杭岩浅所」という。）が存在していた。

a受審人は、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、舵輪左後方の操縦席に腰を掛けて単独で操縦に当たり、11時41分僅か前檣野埼灯台から079度（真方位、以下同じ。）11.0海里的の地点で、針路を264度に定めて自動操舵とし、11.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

12時39分半僅か過ぎa受審人は、檣野埼灯台から340度1.1海里的の地点に達したとき、周囲に航行する船舶が少なくなり、まもなく串本港に入港することができるという安心感から気が緩み、眠気を催したが、これまで操船中に居眠りをしたことがなかったことから、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、転針予定地点を通過して橋杭岩浅所に向首続航し、12時55

分櫛野埼灯台から283度3.4海里の地点において、Aは、原針路、原速力で、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の末期であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、串本港東方沖合において、同港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、橋杭岩浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、串本港東方沖合において、単独で椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、同港に向けて航行中、気が緩んで眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、これまで操船中に居眠りをしたことがなかったことから、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、橋杭岩浅所に向首進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年7月1日

神戸地方海難審判所

審判官 桐井 晋司